

「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」に関する主な質問に対する基本的考え方

以下は、「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」に関する基本的な考え方を示したものです。詳細については、文部科学省までお問い合わせください。

Q1. 「外国人留学生」の定義について。

- A 「外国人留学生」とは、在留資格「留学」で在籍する生徒（国費留学生を含む。）のことをいいます。その他の在留資格（例：家族帯同）で在籍する生徒は、本プログラムの対象となりません。なお、在留資格「留学」以外で在籍する外国人生徒については、本プログラムの要件で求める就職率には算定不要です。

Q2. 申請を検討している学科に在籍する外国人留学生がいない場合、申請の対象となるか。

- A 専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（文部科学省告示第53号）（以下「認定告示」という。）第2条第1項第3号の規定では、認定を受けようとする専修学校専門課程の学科における在籍する生徒のうち外国人留学生が占める割合が2分の1以内であることとともに、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境が整備されていることが求められています。この要件については、実際に外国人留学生を受け入れた実績に基づいて審査することから、申請年度又は直近3年のうちに、当該学科において外国人留学生を受け入れた実績がない場合には、申請ができません。

Q3. 調理師、理容師・美容師、介護福祉士等の資格取得を目的とする学科は、認定の対象となるか。

- A 本プログラムでは、原則として、修了生が在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は特定活動告示46号への切り替えを行うことが想定される学科を認定対象としています。

在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動に認められるものであることに留意する必要があります。例えば、調理師、理容師・美容師、介護福祉士等の職業的技能を専ら修得させ、自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に就かせようとする場合、当該在留資格に該当する蓋然性が低くなることから、これらの技能を専ら修得させようとする4年制未満の学科は原則として対象外となります。

一方で、上記のような資格取得を目的とする学科であったとしても、経営等必ずしも資格取得に限らない学術上の素養を背景とする専門的知識を修得する教育課程を実施する学科については、個別の審査で当該在留資格に該当する蓋然性があると認められる場合があります。

また、4年制の高度専門士の付与が可能な学科については、特定活動告示46号への切り替えを行うことが想定されることから、認定される場合があります。

（参考）在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する蓋然性が低い分野の例

調理・製菓、理容師・美容師、メイク・ネイル、介護福祉士、マンガ、イラストレーション、音楽、声優、ダンス、俳優、エンターテインメント 等

Q4. 職業実践専門課程の申請と同年度に本認定制度に申請することができるか。

- A 本認定制度に申請する学科については、既に職業実践専門課程として認定されている学科であることが求められます。したがって、同年度に両制度に申請することはできません。

Q5. 財務要件（第2条第1項第2号）について、修学支援新制度の機関要件確認と違いがあるか。

- A 修学支援新制度における機関要件を参考に、当該要件を規定しております。したがって、修学支援新制度において、機関要件を満たしている学校については当該要件を満たすことになりますが、確認的に様式に記載いただけますと幸いです。

Q6. 「経常収支差額」及び「運用資産-外部負債」の状況について、学校法人立でない場合は、どのように記入すればよいか。

- A 「機関要件の確認事務に関する指針」48頁「(参考資料)「経常収支差額」「運用資産-外部負債」の状況について」を参考に、設置者の法人類型ごとの「経常収支差額」、「運用資産」及び「外部負債」の定義に基づき、記入をお願いします。
(参考)「機関要件の確認事務に関する指針」

https://www.mext.go.jp/content/20240405-mxt_gakushi01-100014193_01.pdf

Q7. 就職状況の考え方について、どこまでの就職実績を算入し、就職率を算出できるか。

- A 就職実績として算入できるものとしては、各年度の終期にあたる3月時点の就職者数以外であっても、卒業後に就職活動を継続し、翌年度中に就職した生徒も含まれるものと考えています。ただし、原則として申請年度の5月1日現在の情報を記載してください。

Q8. 日本社会の理解の促進に資する授業科目について、どのようなものを想定しているか。

- A 日本語能力向上のみを目的とする授業科目は不可とし、日本語の学習であってもビジネスで活用するための日本語の学習（日本人の学生であっても学習する種類のもの。専ら資格等の取得やソフトの操作方法会得を目的とするものを除く。）については、日本社会の理解の促進に資する授業科目として整理することとします。日本社会の理解の促進に資すると考えられる授業科目を以下のとおりお示しします。（ただし、以下参考1の授業科目であっても、実際の授業の態様により、日本人の学生であっても学習する種類のものと判断できない場合は、理解促進に資すると見なされない場合があります。）

(参考1) 許可する授業科目の例

企業実習、連携先の実務家教員による授業、ビジネス日本語、日本文化、日本社会研究、日本事情、キャリアプラン、企業・業界研究、ビジネスマナー 等

(参考2) 不許可の授業科目の例

日本語能力試験対策（N2 レベルからN1相当の日本語能力を目指すものを除く。その他態様による。）、日本語表現、日本語演習、漢字学習、TOEIC演習、コンピュータ演習（Word・Excel・PowerPoint）、学内における職業実習 等

Q9. 日本社会の理解に資する授業科目について、申請をしようとする学科に属する日本人生徒については履修をすることが必須なのか。

- A Q6 の回答の通り、日本社会の理解の促進に資すると考えられる授業科目とは、日本人の学生であっても学習するものを想定しておりますので、申請をしようとする学科に属する日本人生徒も外国人留学生と同様に当該授業科目を履修することが想定されますが、日本人生徒への履修方法については、各専修学校の判断により、選択科目とするなど柔軟に対応を行うことも考えられます。

Q10. 「日本人生徒との交流を図ることができる教育環境」とは具体的にどのようなものか。

- A 本プログラムの趣旨は、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資するものを奨励するものであり、認定を受けようとする学科単位で教育環境が整備されていることが必要であると考えています。

日本人生徒との交流を図ることができるとは、単に授業時間外で他の日本人の多い学科と交流できることや、一部科目のみ日本人生徒と合同で授業を行うことのみでは足りず、少なくとも必修科目（選択必修科目を基本的に除く。）については、日本人生徒も外国人留学生と合同で当該授業科目を履修することが想定される必要があります。

そのため、原則として、留学生のみを対象とする学科は、本プログラムの対象となりません。

Q11. 第2条第1項第4号の要件については、どのように審査が行われるのか。

- A 本制度により認定を行うにあたっては、所轄等の都道府県及び法務省出入国管理庁への協議を行うこととなっており、その協議の中で不適切な事情等が判明した場合には、第2条第1項第4号要件に該当しないものとし、認定を行わないこととなります。

Q12. 同条同項第4号の不適切な事情とは具体的にどのようなものを想定しているか。

- A 実施要項3（4）に記載のとおり、在籍管理等において不適切であると考えられる事情の他、本制度の趣旨に照らして不適切な事情、例えば、極端な進路指導をし、就職希望者を過少に報告することがあれば第4号の要件に抵触するものと考えます。また、専修学校設置基準違反等があると考えられる場合についても、認定を行いません。

Q13. 認定要件に該当しなくなった場合の取扱いについて。

- A 認定要件に該当しなくなった場合は、別紙様式5を記載の上、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室まで届出を遅滞なく行う必要があります。

Q14. 名称変更や廃止の手続きについて。

- A 名称変更があった場合や学科の廃止があった場合は、別紙様式3又は別紙様式4を記入し、毎年8月の定める日までに都道府県を通じて届出を行う必要があります。

Q15. 在校生についても認定されれば「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の効果が適用されるのか。

A 原則として、認定を受けた年度に当該学科に在籍する在校生は適用されます。ただし、本制度は職業実践専門課程の修了生が対象となる制度であることから、当該学科が「職業実践専門課程」として認定された日の次年度の始期以降に入学し、当該課程を修了した外国人留学生について適用されることとします。

なお、「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の認定を受けた年度以前に当該学科を卒業している留学生は、本プログラムの効果は適用されません。

(例：対象となる学科が、令和5年度に「職業実践専門課程」の認定を受け、令和6年度に「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の認定を受けた場合、令和6年度に当該学科に入学する生徒から、在留資格の柔軟化の対象として認められます。)

Q16. 夜間制の学科についても認定されるのか。

A 夜間制の学科で教育を受けようとする留学生については、「専ら夜間通学」で留学する者とみなされ、在留資格「留学」で受入れができませんので、認定の対象外となります。

(参考) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)「留学」の項

一 申請人が次のいずれかに該当していること。

イ 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校又は専修学校の専門課程に入学して教育を受けること(中略)又は専ら夜間通学して若しくは通信により教育を受ける場合を除く。)

Q17. 外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲を超え、要件に適合しなくなった場合のうち、取消しが保留される場合、保留の期間はどのような考え方により定められるのか。

A 認定取消しの保留は生徒の予期せぬ不利益を防ぐという観点で行うものであることから、保留期間については、認定取消しの保留期間前に当該学科に入学した外国人留学生が正規の修業年限を満了するまでに必要な期間とすることを原則とします。

保留が認められた専修学校は、外国人の入学希望者や在校生等に対し、当該校が保留期間中であることを丁寧に説明することが必要です。

なお、保留期間中に改めて認定要件を満たし、文部科学大臣に届出を行った場合には、認定が継続されることとなります。